

- 労働移動が活発化する中で、雇用の安定を図るためには、労働者や企業が労働市場に係る適切な情報を入手でき、労働者の職業能力を確認しつつ、その職業生活設計に即して教育訓練を受け、キャリア形成を図ることができるようにすることが必要。
- このためには、労働市場を有効に機能させる必要があり、そのためのインフラストラクチャーとして、次の5つのシステムを構築していくことが不可欠。
- こうしたシステムの構築を通して、労働市場を機能させ、円滑な再就職の促進や労働力需給のミスマッチの解消等雇用の安定を図る。

### 労働力需給調整機能の強化

- ・ 求職者等による民間機関の利用促進を図る官民連携した雇用情報システムである「しごと情報ネット」の構築
- ・ 民間教育機関に対する民間職業紹介事業制度の周知・広報
- ・ 紹介予定派遣の積極的活用

### キャリア形成の促進のための支援システムの整備

- ・ キャリア・コンサルティング技法の開発
- ・ キャリア形成に係る情報提供、相談等のための推進拠点の整備
- ・ キャリア形成支援を担う人材育成
- ・ 企業内におけるキャリア形成支援を推進するための情報提供、相談、助成金の支給等

### 職業能力開発に関する情報収集・提供体制の充実強化

- ・ 職業に関する基本的な情報、人材ニーズの動向情報
- ・ 教育訓練コースに係る情報
- ・ 能力評価に係る情報等の各情報について収集・整理及び企業や個人への効果的な提供システムの構築

## 労働市場の5つのインフラ整備

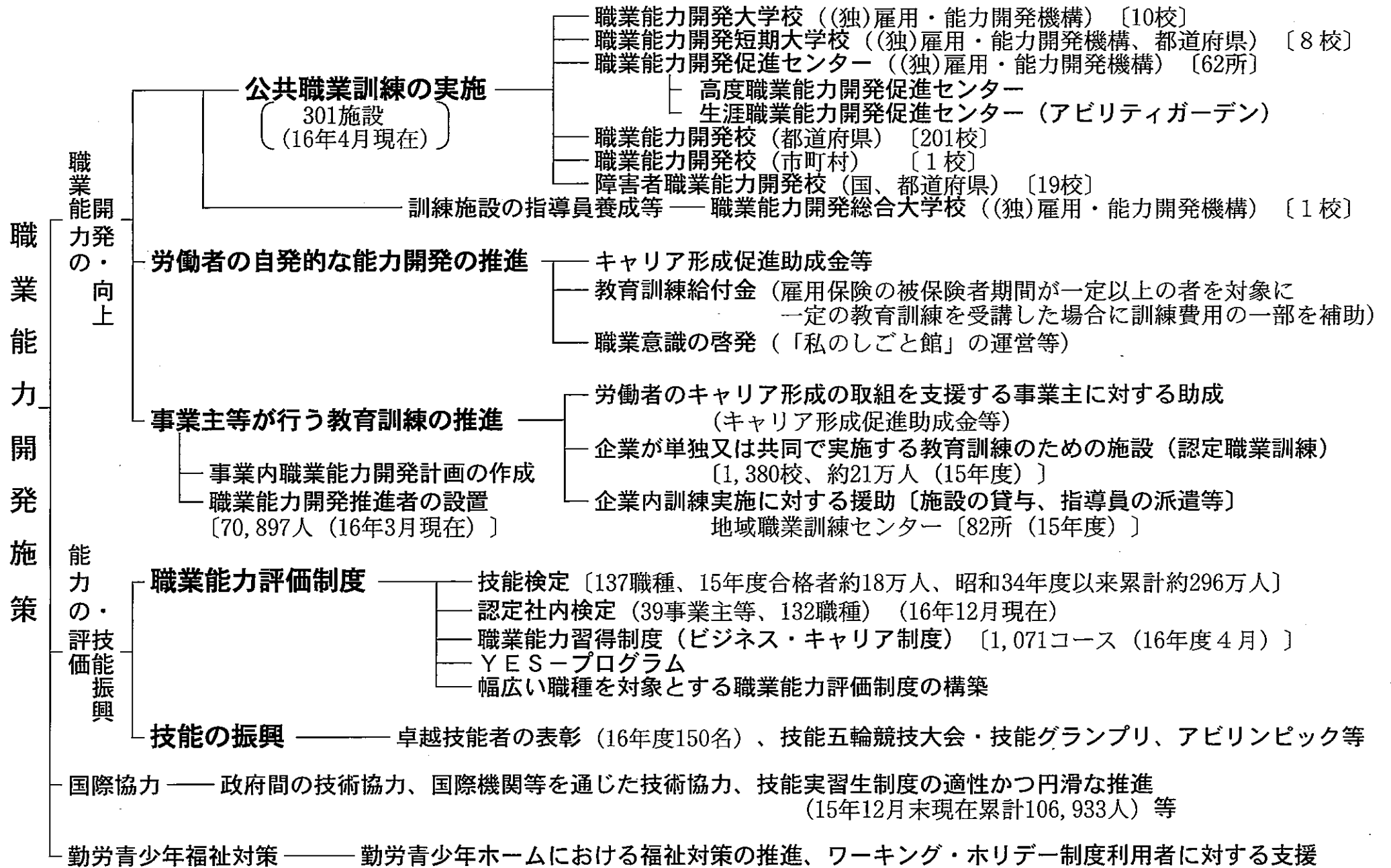
### 職業能力を適正に評価するための基準、仕組みの整備

- ・ 民間委託を活用した技能検定制度の拡充、整備
- ・ ホワイトカラーを含む適正な能力評価基準の設定
- ・ 実践的な職業能力評価手法の確立
- ・ 職業能力評価制度の適切な活用の促進

### 能力開発に必要な多様な教育訓練機会の確保

- ・ 民間における新たな教育訓練コースの設定の促進
- ・ 教育訓練給付制度に係る適切な講座指定等による大学、大学院等高度な内容の教育訓練の確保
- ・ 民間における教育訓練の質の確保・向上
- ・ ニーズ把握、政策評価を通じた公共職業訓練の効果的実施

# 職業能力開発施策の概要



# 現行の職業能力開発促進法の体系における関係者の責務

## 1. 事業主の責務

(職業能力開発促進法第4条第1項等)

(労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上を促進するために事業主が講ずる措置に関する指針)

事業主が講ずる措置		根拠
事業主主導	① 職業訓練の実施 (OJT、Off-JT) ② 職業に関する教育訓練や、職業能力検定を受けさせる措置	法律
労働者の自発的な取組への援助	③ 労働者の自発的な職業能力開発に対する援助 ◎業務の遂行に必要な技能及びこれに関する知識の内容及び程度その他の事項に関する情報の提供、相談その他の援助 ◎労働者の配置その他の雇用管理についての配慮 ○ 有給教育訓練休暇、長期教育訓練休暇その他の休暇の付与 ○ 始業及び終業の時刻の変更その他職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける時間を確保するための必要な措置	指針

※網掛け部分は、平成13年法改正時に追加した事項

## 2. 国及び都道府県の責務 (職業能力開発促進法第4条第2項等)

- ① 事業主の取組 (労働者の自発的な能力開発を支援する取組も含む。) を支援 [キャリア形成促進助成金、認定訓練校制度]
- ② 求職者等に対する職業訓練の実施 [離職者訓練、障害者訓練]
- ③ 事業主及び事業主団体が実施する職業訓練の補完 [在職者訓練、学卒訓練]
- ④ 労働者の自発的な職業能力開発の援助 [教育訓練給付金]
- ⑤ 技能検定の円滑な実施 [技能検定制度]

# 公共職業訓練の推進

## 1 公共職業訓練等の実施状況・計画

	14年度実績	15年度実績	16年度計画	17年度計画 (予算案)
離職者	18 (うち委託9)	19 (うち委託10)	25 (うち委託17)	23 (うち委託15)
在職者	20	16	21	21
学卒者	3	2	4	4
(計)	41	37	50	48
IT短期訓練 (委託)	24	22	—	—

## 2 離転職者訓練の主な取組状況

### ① 大学等、NPO、求人企業等の多様な民間教育訓練資源への委託拡大。

#### ●大学等委託訓練

□平成14年3月～15年3月の実績 1,334人(30大学66コース)

□平成15年度実績

・訓練受講者 1,116人(33大学56コース)

・訓練実施大学 早稲田大学、明治大学、埼玉大学、大阪経済大学、北九州大学等

・訓練コース例 MBA基礎講座、貿易実務・マーケティングコース、実践マネジメント科、情報関連上級コース等

#### ●NPO委託訓練

□平成14年3月～15年3月の実績 824人(35コース)

□平成15年度実績

・訓練受講者 818人(45コース)

・訓練コース例 NPO起業科、NPOコミュニティビジネス科、NPO訪問介護科等

#### ●事業主委託訓練

□平成14年3月～15年3月の実績 1,693人(1,426コース)

□平成15年度実績

・訓練受講者 2,001人(1,495コース)

・訓練コース例 営業管理科、財務会計科、コンピュータプログラミング科等

### ② 若年者に対する職業訓練の実施。

#### ●学卒未就職者への訓練(民間教育訓練機関・事業主委託を活用した委託訓練として実施)

・平成14年度実績 1,613人

・平成15年度実績 2, 146人

●学卒早期離職者、フリーターに対する能力開発支援を実施

□若年者プレ訓練の実施

・平成15年度実績 29, 435人

□職業訓練の実施

・平成15年度実績 11, 917人

・訓練コース例：ビジネス情報システム科、OAビジネス科、住居環境システム科等

●公共職業訓練を活用した日本版デュアルシステムを実施（平成16年度～）

・実施予定数：27, 100人

委託訓練活用型	25, 000人	(5ヶ月程度)
普通課程活用型	2, 000人	(1年程度)
専門課程活用型	100人	(2年程度)

③ 民間教育訓練機関等における座学と事業主等での実習中心の実践的な実習を組み合わせ、より個々の受講者の状況に応じた効果的な職業訓練の実施。

・平成15年度実績 1, 476人

・訓練コース例：介護福祉サービス実務科、医療福祉事務等

④ 職業安定機関と能力開発機関の連携による求職から訓練受講、就職に至るまでの一貫した支援の実施。

●求職者に対するキャリアアップ・ガイダンスの実施

●求職者に対する訓練コース情報等のリアルタイム提供システムの活用

●ハローワーク等に能力開発支援アドバイザー（キャリア・コンサルタント）等を約1, 300名配置し、キャリアコンサルティングを16年11月までで約330万件実施

●訓練受講中の就職支援の強化（巡回就職支援指導員による委託先機関の訪問、訓練期間中の職業相談の実施等）

●能力要件明確化アドバイザーによる求人事業主が求める能力要件明確化等を通し、個々の求職者の能力・適性等に適した訓練コースの設定（雇用・能力開発機構都道府県センターに配置）

⑤ 今後は公共職業訓練受講後の就職率（公共職業能力開発施設69.8%、民間委託52.5%）の引き上げが課題。

●（独）雇用・能力開発機構の中期目標：中期目標期間の最終年度（平成19年度）までに施設内訓練修了者の就職率を75%以上、委託訓練修了者の就職率60%以上

●平成16年度より、委託訓練における就職率の向上を図るため、民間への訓練委託経費の一部を就職実績に応じて交付する仕組みを導入

# 公共職業能力開発施設の状況

(平成16年4月1日現在)

1 公共職業能力開発施設等数	302校
うち国（雇用・能力開発機構）立	73校
職業能力開発総合大学校	1校
都道府県立	208校
市立	1校
障害者職業能力開発校	19校

## 2 公共職業能力開発施設内訳

区 分	職業訓練の種類	設置主体	施設数
職業能力開発大学校	高卒者等に対する高度な職業訓練を実施（専門課程） 専門課程修了者等に対する高度で専門的かつ応用的な職業訓練を実施（応用課程）	雇用・能力開発機構	10
職業能力開発短期大学校	高卒者等に対する高度な職業訓練を実施（専門課程）	雇用・能力開発機構 都道府県	1 7
職業能力開発促進センター	離職者及び在職者に対する短期間の職業訓練を実施	雇用・能力開発機構	62
生涯職業能力開発促進センター（アビリティガーデン）	ホワイトカラーに対する先導的・モデル的な職業訓練コースの開発と実施	雇用・能力開発機構	(1)
高度職業能力開発促進センター	中堅技術者等を対象としたハイテク関連の高度な職業訓練を実施	雇用・能力開発機構	(1)
職業能力開発校	中卒・高卒者等、離職者及び在職者に対する職業訓練を実施	都道府県 市町村	201 1
障害者職業能力開発校	障害者の能力、適性等に応じた職業訓練を実施	国（注2） 都道府県	13 6
職業能力開発総合大学校	職業訓練を担当する指導員の養成、職業能力の開発及び高度な職業訓練を総合的に実施	雇用・能力開発機構	1

注1 カッコ内は内数

注2 運営は、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構（2）及び都道府県（11）に委託している。

① 職業訓練の種類

職業訓練の種類	訓練課程	訓練の概要	訓練期間及び総訓練時間	職業能力開発施設
普通職業訓練	普通課程	中卒者等又は高卒者等に対して、将来多様な技能・知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能・知識を習得させるための長期間の課程	高卒者等1年 総訓練時間 1,400時間以上 中卒者等2年 総訓練時間 2,800時間以上 1年につき概ね 1,400時間	職業能力開発校
	短期課程	在職労働者、離転職者等に対して、職業に必要な技能(高度の技能を除く。)・知識を習得させるための短期間の課程	6月以下 総訓練時間 12時間以上 ただし、管理監督者コースにあっては、10時間以上	職業能力開発校 職業能力開発促進センター 職業能力開発短期大学校 職業能力開発大学校 職業能力開発総合大学校
高度職業訓練	専門課程	高卒者等に対して、将来職業に必要な高度の技能・知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能・知識を習得させるための長期間の課程	高卒者等2年 総訓練時間 2,800時間以上 1年につき概ね 1,400時間	職業能力開発短期大学校 職業能力開発大学校 職業能力開発総合大学校
	応用課程	専門課程修了者等に対して、将来職業に必要な高度で専門的かつ応用的な技能・知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能・知識を習得させるための長期間の課程	専門課程修了者等2年 総訓練時間 2,800時間以上 1年につき概ね 1,400時間	職業能力開発大学校 職業能力開発総合大学校
	専門短期課程	在職労働者等に対し、職業に必要な高度の技能・知識を習得させるための短期間の課程	6月以下 総訓練時間 12時間以上	職業能力開発短期大学校 職業能力開発大学校 職業能力開発促進センター 職業能力開発総合大学校
	応用短期課程	在職労働者等に対し、職業に必要な高度で専門的かつ応用的な技能・知識を習得させるための短期間の課程	1年以下 総訓練時間 60時間以上	職業能力開発大学校 職業能力開発総合大学校

② 指導員訓練

指導員訓練	長期課程	主として高等学校卒業者を対象に職業訓練指導員を養成するための課程	高卒等4年	職業能力開発総合大学校
	専門課程	職業訓練指導員や職業訓練指導員免許所持者を対象に職業訓練指導員免許を追加して取得させるための課程	6月又は1年	
	研究課程	高度の専門知識・技能に加え優れた研究能力を備えた職業訓練指導員を養成するための課程	長期課程修了者等2年	
	応用研究課程	高度の専門知識・技能に加え優れた応用力・研究開発能力を備えた職業訓練指導員を養成するための課程	研究課程修了者等1年	
	研修課程	職業訓練指導員の資質向上のための課程	12時間以上	

# 15年度 公共職業訓練の実績

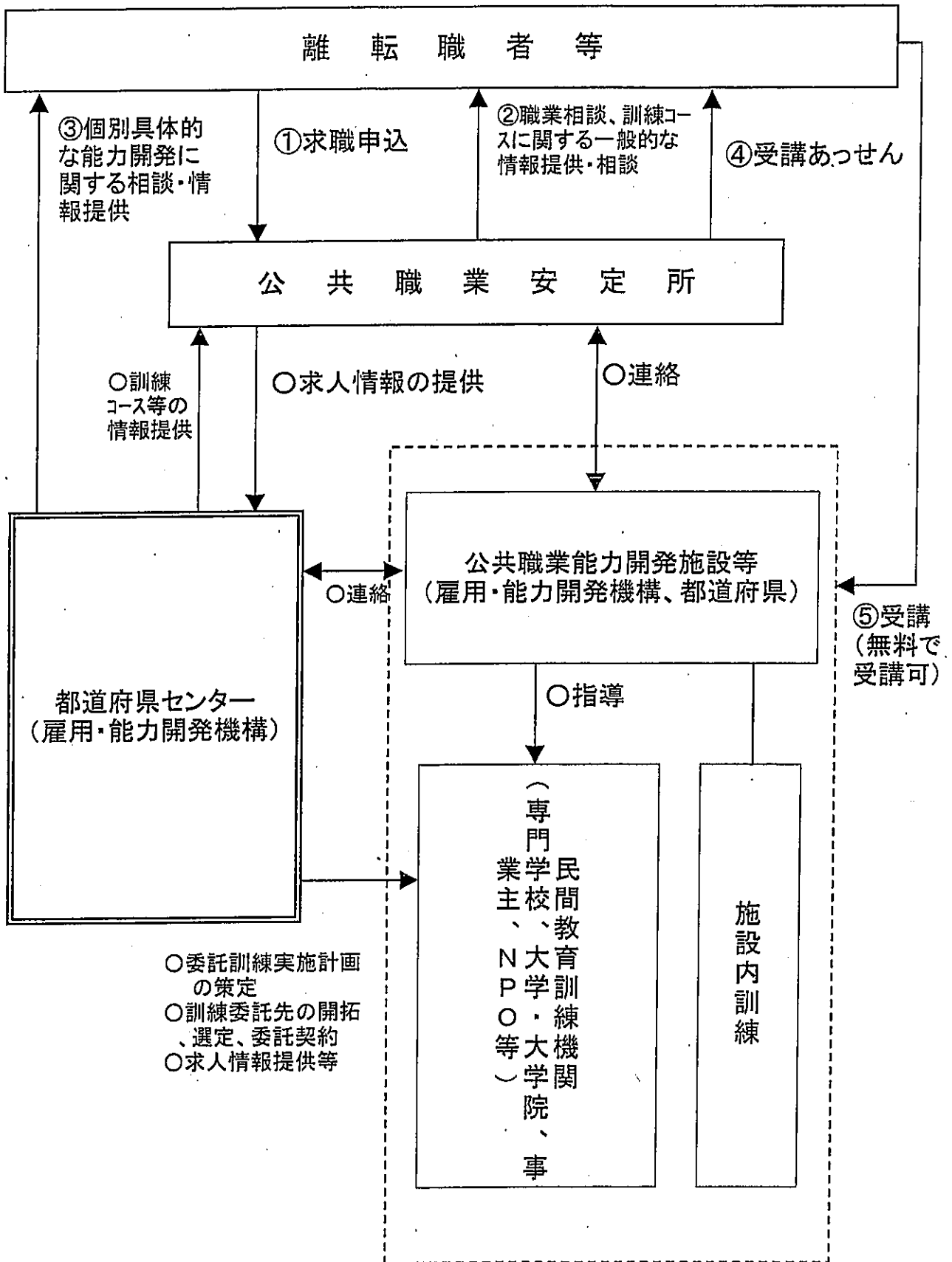
	合計		雇用・能力開発機構		都道府県	
	受講者数	就職率	受講者数	就職率	受講者数	就職率
離職者訓練	186,825	-	135,558	-	51,267	-
うち施設内	82,154	69.8%	60,313	70.9%	21,841	67.3%
うち委託	104,671	52.5%	75,245	53.5%	29,426	49.9%
在職者訓練	160,714	-	94,833	-	65,881	-
学卒者訓練	24,206	87.4%	7,490	94.5%	16,716	85.4%
合計	371,745	-	237,881	-	133,864	-

注1 離職者訓練の就職率(1ヶ月以下のコースは除く)については、訓練修了3ヶ月後の就職状況

注2 IT短期訓練(222,436人(機構:207,257人、都道府県:15,179人))除く



# 離転職者等が公共職業訓練を受講する場合の流れ



# オーダーメイド型(求人セット型)訓練

ハローワーク

求人申込み  
採用に一定の能力が必要  
↓  
能力習得により就職することを目的  
(訓練修了者の採用を前提)

能開施設・機構都道府県センター

求人企業の具体的な人材ニーズに応じたコース設定

【類型】

- ① 求人企業への実習委託により実施するコース
  - ② 民間教育訓練機関等への個別の委託により実施するコース
  - ③ 能開施設等が行う既存の訓練コースを活用して実施するコース
- ※ 求人セット型訓練を推進するため、能力要件明確化アドバイザーを配置(ハローワーク及び機構都道府県センター)

ハローワーク

求人要件に合致した求職者(訓練受講者)の選定  
(求人企業への採用を希望する者)

受講あつせん

訓練の実施  
(求人者の求める能力習得)

求人企業における採用

17年度新規

- 一定の効率性を維持しつつ、オーダーメイド型訓練を推進するため、
- ① 民間教育訓練機関等における集合型座学
  - ② 求人者委託訓練コース
- を組み合わせた訓練をモデル的に実施

# 業界団体と連携したオーダーメイド型訓練の実施

## 1. 趣旨

個々の企業の人材ニーズに応じたオーダーメイド訓練については、求職者の再就職促進の効果が特に期待されるものであるが、一人又は少数の求職者を対象とした訓練となることから手間がかかるだけでなく、これら個人々人を単位とした求職者の受入れを希望する民間教育訓練機関等も少なかったことから低調な実績となっている。

このため、ある程度の効率性を維持しつつ、オーダーメイド型訓練を推進するため、組合せ型訓練（座学訓練＋企業実習）について、大都市圏を中心にモデル的な実施を図る。

## 2. 事業概要

### (1) 実施内容

① 委託訓練の実施主体である独立行政法人雇用・能力開発機構(都道府県センター)は、IT系の技術者等高度人材等に係る人材ニーズがあると考えられる各地域の業界団体から人材ニーズを把握する。

なお、職種別、業種別の管理選考をハローワークが行っている場合は、当該面接結果より具体的な求人ニーズのみならず、対象者となる候補となる求職者の選定を面接と併せて行うことができるというメリットがあるため、その積極的な活用を図る。

② これら業界としての人材ニーズに基づき民間教育訓練機関等において、オーダーメイドでの集合型の座学訓練のカリキュラムをセットする。なお、その場合、その後の企業実習の前提となる個々の人材ニーズを調整の上、その能力要件に到達するような形でカリキュラムのセットを行う。

③ 当該座学訓練修了者の訓練及び採用を希望する事業主は、座学訓練修了後、一定レベルに達した受講生について、個々の企業の人材ニーズに応じた形で実習を行う。

④ 実習修了者については、原則として実習先で採用する。

### (2) 実施規模

1,000人（10県×5コース（1コース20名））